一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
　平成元年二月六日農林水産省告示第百四十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
　昭和四十五年十二月五日農林省告示第千七百九十一号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
　昭和四十五年十二月五日農林省告示第千七百九十一号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成七年九月二十二日農林水産省告示第千五百三十五号（一に係るものに限る。）、昭和四十二年十二月二十八日農林省告示第千九百七十二号（一に係るものに限る。）、平成七年八月十七日農林水産省告示第千二百五十三号、平成八年十一月十九日農林水産省告示第千八百二十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成十一年二月五日農林水産省告示第二百二号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに庄原市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県曽於市財部町南俣字帯野七一九五、七一九七の一から七一九七の三まで、字山神下七二四九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県肝属郡肝付町新富字神之市川原五七〇七の一、五七〇七の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県志布志市松山町新橋字山ノ田一一四四の一から一一四四の三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年一月二十四日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　兵庫県丹波市氷上町三原字向山一の六・一の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二九、一の三〇、一の四三、一の五五、青垣町大名草字モミジ二〇八一の一、二〇八一の三、二〇八一の五、二〇八一の六、字與左エ門谷二〇八〇、青垣町遠阪字深山二〇七二の二・二〇七二の八・二〇七二の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇七二の一三、二〇七二の一七から二〇七二の一九まで、二〇七二の二一、二〇七二の二二、二〇七二の三〇から二〇七二の三三まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養